

平成29年度 第2回大空町都市計画審議会会議録

日 時	平成30年3月22日（木）10時00分～10時30分
場 所	大空町役場3階1号会議室
出席者	<p>【委 員】高橋会長、品田職務代理者 鈴木委員、渡邊委員、山神委員、上地委員、川口委員 加藤委員欠席</p> <p>【事務局】佐雑課長、岩渕主査、小畠主査</p>
傍聴者の数	0名
会議次第	<p>1. 開 会</p> <p>2. 議 事</p> <p>(1) 大空町都市公園条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>(2) 北海道による区域マスタープランの第2回定時見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域マスタープランの位置づけ ・ 第2回定時見直しにおける道と市町村の役割分担 ・ 区域マスタープランの第2回定時見直しスケジュール ・ 大空町の区域マスタープラン <p>3. その他</p>
	<p>■委 員：皆様、おはようございます。</p> <p>これから平成29年度第2回大空町都市計画審議会を開催したいと思います。</p> <p>当初、開催を予定していたのは3月2日でしたが、悪天候により、本日に変更となっており、この後、条例改正の件と、区域マスタープランの件でご説明をいただくことになっています。</p> <p>本日は、委員の2分の1以上の出席がありますので、大空町都市計画審議会の第5条の規定により、都市計画審議会が成立していることを報告します。</p> <p>それでは、議事に従って進めていきたいと思いますので、大空町都市公園条例の一部を改正する条例制定について、事務局から説明願います。</p> <p>■事務局：事務局から大空町都市公園条例の一部を改正する条例制定について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。</p> <p>条例の改正趣旨についてですが、国で定めている都市公園法の改正に伴うもので、以前は、国の都市公園法施行令により、都市公園に設ける運動施設の上限は、公園面積の100分の50を超えてはならないと全国一律の制限が定められていました。</p> <p>しかし、この一律の制限により運動施設の改修や拡張などが困難となる事例が全国で生じていたため、平成29年6月に都市公園法施行令が改正され、都市公園に設ける運動施設の上割合は、国の基準である100分の50を参酌して、各市町村の条例にて1年以内に定めることが必要となったため、今回、大空町の条例改正を行うものであります。</p>

■事務局：次に大空町での現状についてですが、大空町には、運動公園、ふれあい公園、いこいの広場、トマップ川公園の4つの都市公園があり、このうち運動施設を設けているのは、運動公園とふれあい公園の2つの都市公園あります。資料の2ページと3ページにカラーの航空写真の図を添付していますので、あわせてご覧ください。

2ページの運動公園には、野球場16,870㎡、多目的広場8,015㎡、テニスコート2,090㎡の3つの運動施設があり、合計面積は26,975㎡となります。敷地面積が94,073㎡であることから、運動施設の敷地面積の上限割合は28.7%となっています。

資料3ページの駅近くのふれあい公園の運動施設は、パークゴルフ場の1施設13,809㎡であり、敷地面積が33,162㎡であることから、運動施設の敷地面積の割合は41.6%となっています。

次に、改正概要についてですが、大空町では運動施設を拡張する予定がなく、現状において敷地面積に余裕があることから、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の上限割合については、現在の率と同様、公園面積の100分の50とすることを大空町都市公園条例にて新たに定める内容となっており、平成30年4月1日からの施行を予定しています。

資料の5ページ、6ページに新旧対象表を載せていますが、5ページは変更なしであるため、6ページのアンダーラインを引いている部分のみの改正となります。また、改正文の文言につきましては、資料4ページの国の都市公園法施行令第8条第1項の文言に合わせて作成したところでございます。

以上で、大空町都市公園条例の一部を改正する条例制定の説明を終わります。

■委員：ただいま説明のありました大空町都市公園条例の一部を改正する条例制定の件について、ご質問・ご意見等はありませんか。

■委員：運動公園では30%くらいで、ふれあい公園では40%くらいとのことですので、大空町では50%の上限のままで問題はないということですね。

■事務局：はい。たとえば、現状が48%とか49%で、今後、運動施設の拡張を予定しているというのであれば、上限を60%などに変更しなければなりません、大空町ではそういう逼迫した状況になっていなく、現在、余裕もあり、今後、運動施設の拡張予定もないことから、50%のままとした条例改正を行うということですね。

■委員：わかりました。それではこの件については、皆さんよろしいですか。

■委員一同：はい。

■委員：それでは、次の議事に移りたいと思います。

2つ目の議事であります、北海道による区域マスタープランの第2回定時見直しについて、事務局から説明願います。

■事務局：北海道による区域マスタープランの第2回定時見直しについて説明させていただきます。関連がありますので、1つ目のポッチの区域マスタープランの位置づけから、4つ目の大空町の区域マスタープランまで、まとめて説明させていただきます。資料7ページをご覧ください。

1-1 整備、開発及び保全の位置付けでございます。都道府県知事が定める区域単位のマスタープランでございます。整開保、区域マス、都市計画区域マスタープランなどと言われていますが、以後、区域マスという表現に統一して説明させていただきます。

区域マスは、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都市計画区域ごとに区域区分の決定の有無とその方針を定めるとともに、都市計画の目標並びに土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるよう努めるものとされており、全ての都市計画はこれに即することとされていますので、市町村の都市マスタープランと矛盾しないように、区域マスを見直す必要があります。

1-2 整備、開発及び保全の方針の記載内容でございます。都市計画区域マスタープランは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区画として定められる都市計画区域全域を対象として、一の市町村を超える広域的観点から、広域的・根幹的な都市計画の基本的な方針を定めるものでありますが、大空町を含む道内の区域の多くは1市町で1区域となっています。

資料9ページをご覧ください。

資料9ページでは、道内にどのような圏域、区域というものがあるか記載されていますけども、函館や旭川などの大きい都市におきましては、函館圏、旭川圏といった複数の市町村で構成された1つの区域というものが設定されていますが、Dグループであるオホーツク管内の市町村につきましては、1つの市町村で1つの区域を構成しています。

■事務局：続きまして、資料8ページをご覧ください。

第2回定時見直しにおける目標年次でございます。北海道では、区域マスについて、平成15年から平成16年に当初決定を行い、その後、平成21年から平成23年に第1回定時見直しを行っており、大空町におきましては、平成22年に第1回定時見直しを行っています。

北海道の現在の区域マスでは目標年次を平成32年としていることから、平成32年度までに全ての北海道の区域について第2回定時見直しを実施することとなりました。

第2回定時見直しにあたっては、おおむね10年後である平成42年を目標年として策定することとなっています。以上で1つ目のポッチの区域マスタープランの位置づけについて説明を終わります。

続きまして2つ目のポッチの第2回定時見直しにおける道と市町村の役割分担でございます。区域マスは都市計画法第15条の規定により都道府県が定めることとされていますが、都市計画法第15条の2の規定により、市町村は都道府県に対して区域マスの案の内容となるべき事項を申し出ることができ、また都道府県が関係市町村に対して必要な協力を求めることができることとされています。

区域マスの見直しにあたっては、当該都市の現状・課題をより把握しているのが各市町村であること、また都市計画法第18条の2の規定により各市町村が策定する市町村マスタープランは区域マスに即することとされており、市町村マスタープランとの整合にも配慮する必要があることから、各市町村が見直し案を作成することが望ましいとされています。

以上のことから、第2回定時見直しにあたりましては、前回の第1回定時見直しと同様に、各市町村が素案の作成、関係機関との協議及び北海道に対して案の申し出を行い、一方、北海道では各市町村からの申し出案をもとに国等の関係機関との協議調整を経て変更案を作成し、手続きを進めることとなりました。

続きまして3つ目のポッチの見直しのスケジュールについて説明します。資料9ページをご覧ください。

資料9ページでは、全道の区域マスの見直しスケジュールを示しています。AからGまでの7つのグループ分けをされており、大空町が含まれるオホーツク

■事務局：管内につきましては、Dグループとなっており、平成31年度前期に変更手続きが完了するスケジュールとなりました。

次に資料10ページをご覧ください。

資料10ページでは、大空町が含まれるDグループのスケジュールを示しています。この中で大空町では表の右側のスケジュールに沿って見直しを行うこととなります。先ほど申しましたとおり、市町村から北海道に対して見直し案の申し出を行うこととなりますが、Dグループでは、見直し案の申し出の提出は、来年の2月を予定していますが、その前に北海道や関係機関との協議を行うこととなり、今年の9月で北海道との下協議を終了させる必要があることから、その前に、見直し案を委員の皆様を示したいと考えているため、今回の都市計画審議会の開催は、8月中か9月上旬を予定しています。

また、任意とはなっていますが、来年2月の見直し案の提出前には、市町村の都市計画審議会に諮るのが望ましいとされていることから、来年の2月上旬にも都市計画審議会の開催を予定しています。次に、資料11ページをご覧ください。

最後の4つ目のポッチであります大空町の区域マスタープランであります、資料11ページから資料16ページまでで全文となっています。

この大空町の区域マスの内容を見直しし、将来の市町村マスタープランの見直しに対して矛盾とならないように、区域マスを見直しすることとなります。データが古いものや、内容を修正すべきものを修正した区域マスの見直し案を今回の都市計画審議会に諮りたいと考えています。

以上で、北海道による区域マスタープランの第2回定時見直しの内容について説明を終わります。

■委員：基本的な区域マスタープランの見直しは、北海道が行うものでありますが、見直し作業をするにあたり、かなりの部分を市町村が主体となって作業を行うことになると思います。今後、9月の前に1度、来年の2月にもう1度、都市計画審議会を開催して、委員の皆様と議論しながら、区域マスの見直し案を北海道に提出するとの事ですが、ご質問・ご意見等はありませんか。

■委員：資料7ページと8ページにいろいろな計画が載せられていますが、この中で大空町が立てている計画はどれですか。

■事務局：関連している計画が載せられていますが、全てを大空町で策定しているわけではありません。町が独自に立てている計画とすれば、市町村総合計画や市町村マスタープランなどが該当します。

■委員：中心市街地の活性化に関する法律に基づく市町村中心市街地活性化基本計画があります。だいぶ以前からその市街地活性化基本計画を作る話を聞いてきたのですが、いまだに対策がなされていません。

資料12ページでは、商業業務地について記載されていますが、その記載されていることが、どのように進められているのかが問題だと思いましたが、結果として、何もしていないのではないのでしょうか。

市街地の見直しという話がどこから出てくるものなのか、これからの市街地の目玉をどうしようとしているのか、道路のことだけではありませんが、このままでは、市街地の活性化など実現できるわけないと思います。

■事務局：先ほど、関連すると申しましたが、現在、大空町において中心市街地活性化基本計画が策定されているわけではありません。そのような活性化基本計画に関する計画を策定している市町であれば、都市計画において参酌する必要があると思いますが、現在、策定されていない大空町には関係がないものとなります。

また、都市計画のもう1つの目的としては、健全な都市の育成とか、進展を目指すものでもありますから、商業地について記載があるわけですが、今回、示しているのは、現行の平成22年時点での区域マスの文言となっています。

今回の区域マスの見直しにあたっては、中心市街地活性化基本計画の有る無しにかかわらず、商業業務地の部分について、現在の状況を踏まえてどのように変更していくのかという議論をしていかなければならず、また、その議論の中で、今後の中心市街地のことについても触れていくものと考えています。

区域マスの商業業務地の文言では、中心市街地のことを述べておりますが、空港線の沿線にも商店等が分布してきていること、空港線の沿線にも立地が進んできている現状を踏まえた上で、今回の区域マスの見直し、また、その後に控える市町村のマスタープランの見直しに向けて、どう盛り込んでいくか、どの程度の表現をしていくかという問題があると思います。

■委員：区域マスについては、なかなか具体的な部分まで書き込めないというのが実情ですので、今後、見直し案を示していただき議論をしなければなりません。

■委員：平成42年を目標年次としていますので、現状と比べて、かなり人口減少が進むこととなりますので、今までの拡大傾向の都市計画ではなくて、縮小傾向の都市計画となっていくと思います。そのあたりを含めて、この町の現状認識を踏まえ、北海道に見直し案を提示していきたいと思います。

■委員：国道39号線と、道道福住女満別線が近くで並行していることが弊害になっています。今後、西通りの商店街の店舗が移転や再集積ができるものなのか、そこまで考えて動いていかないと、計画というものはうすらごとで終わってしまいますから、平成42年の目標年次を想定した時に、相当の危機感を持って、取り組んで行かないとダメで、危機感を持った考え方・方向性を持っていかないと、今後、次世代に負担だけが残っていくということになるのではないかと大変危惧しています。

■委員：10年後、20年後なんて、何が起きているかわからない遠い先のことでありますが、明らかに人口減少が進んでいくことだけは間違いありません。そのあたりの危機感を共有しながら、議論していきたいと思います。
見直しをする区域マスの文言については、大幅に踏み込んで表現できるものかは、また別の話ですが、現行のレベルを維持して見直しをする必要があります。

■委員：それではこの件については、皆さんよろしいですか。

■委員一同：はい。

■委員：続きまして、その他とありますが、事務局から何かありますか。

■事務局：いえ、ありません。

■委員：では、これにて今回の都市計画審議会は終了となりますが、最後に委員の皆様から何かありませんか。

■委員：無いようですので、これで平成29年度第2回都市計画審議회를終了いたします。皆様、お疲れ様でした。